

110

消費者110番から



実在する企業をかたる フィッシングメールに 注意

回答

宅配便業者（例クロネコヤマト）やクレジットカード会社（例イオンカード・楽天カード）、携帯電話会社（例NTTドコモ・au、ソフトバンク）などで、誰でも一度は聞いたことがある実在の企業名をかたってメールを送りつけ、スマホのIDやパスワード、クレジットカード番号、個人情報等をだまし取るフィッシングに関する相談が後を絶ちません。メールが届いた際は、実在する企業や公的機関、日頃利用している事業者からのメールであっても、まずはフィッシング詐欺を疑いましょう。

また、事例のようにURL

相談事例

スマートフォンに宅配便業者から『荷物のお届けに上がったが、不在だった』という不在通知のメールが届き、詳細確認のため添付されたURLをタップし、スマホのIDやパスワードを入力した。その後、スマホに紐づけているクレジットカードが不正利用され、身に覚えのない9万円の請求があった。どうしたらいいか。

にアクセスし、IDなどの情報を入力してしまった場合には、すぐにIDやパスワードを変更してください。カード番号を入力したり、キャリア決済やスマホにカード番号を紐づけていたりしている場合も同様に、すぐにカード会社に連絡し、カード番号を変更しましょう。第三者による不正利用が疑われる時は、カード会社に今までの経緯を伝え、調査を依頼してください。カード決済やキャリア決済の請求は、数日後に反映されることも多く、しばらく経ってから不正利用だと気づくケースがあります。カードやキャリア決済の利用明細はこまめに確認するようにしましょう。

また、フィッシングメールの中には、URLをタップするだけで、スマホの中に勝手にウイルスアプリがインストールされ、カードを不正利用されたといった事例も報告されています。添付のURLにはアクセスしないことが大切です。

不安に思ったり、困ったりしたことがあれば、お近くの消費生活センターにご相談ください。

消費者トラブルのご相談は、
徳島県消費者情報センターへ
■問い合わせ先
徳島県消費者情報センター
「消費者110番」
TEL／088(623)0110